

令和4年6月10日～ 動画配信開始！

事前

申込制

## 第6期 横浜市

# 市民後見人養成課程 説明会

横浜市では、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力の不十分な方を支援する地域の身近な存在として、市民が後見活動を担う「市民後見人」を養成しています。令和4年度の第6期養成課程の開講にあたり、説明会を動画配信で行います。

### 説明会について

動画配信形式です。申込後、視聴方法を案内いたしますので、期間内にご自身で動画をご覧ください。ご自宅等での視聴が難しい場合は、下記会場での視聴も可能です。

**主な内容** 横浜市における市民後見人の養成・活動支援について、第6期のカリキュラム等

### お申込み

右記の専用申込フォームよりお申込みください。事前申込制です。  
※インターネットでのお申込みが難しい方は、裏面記載の電話番号へご連絡ください。



申込受付開始 **5月11日（水）**

申込締切 **6月23日（木）**

<https://bit.ly/3JcvYUg>

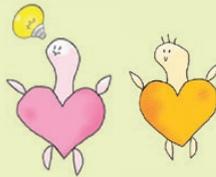
**動画配信期間** 6月10日（金）9時～ 6月30日（木）17時

自宅等での視聴が難しい場合は、以下の場所でもご覧になれます。

	場所	場所案内	日程
会場視聴 (定員あり)	横浜市健康福祉総合センター	裏面参照	① 6月10日（金）10時～ 8階 8AB会議室
			② 6月25日（土）10時～ 9階 902会議室
	泉区福祉保健活動拠点 泉ふれあいホーム		6月21日（火）10時～
	栄区福祉保健活動拠点 ピアハッピー栄		6月23日（木）14時～

※状況により、やむを得ず配信のみの開催となる場合があります。

# 市民後見人とは？



家庭裁判所から選任され、法的に認められた権限をもって、成年後見人（保佐人、補助人）としての活動を行います。判断能力が不十分な方に対して、同じ市民の立場で、きめ細かい見守り等の支援を行っています。

**横浜では**、市民後見人養成課程を修了後に市民後見人バンクに登録した方が、家庭裁判所からの選任を受けて活動しています。これまで、約80名の方が市民後見人として活動中！実際の市民後見人の活動は、以下の記事でも紹介されています。

紹介記事「市民後見人～人に寄り添う～」

<https://bit.ly/3rO7FBX>



## ● 養成課程の対象となる方

- 横浜市民で市内在住の方
- 25歳以上70歳未満（令和4年9月1日現在）の方
- 第三者後見人等（他の団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む）として、他で受任していない方。また今後も受任しない方。

説明会では、養成課程を修了された方々の  
声やメッセージもご紹介しています。  
皆様からのお申込みをお待ちしています！



## お問合せ先

(福)横浜市社会福祉協議会  
横浜生活あんしんセンター内  
よこはま成年後見推進センター（市民後見担当）

〒231-8482

横浜市中区桜木町 1-1

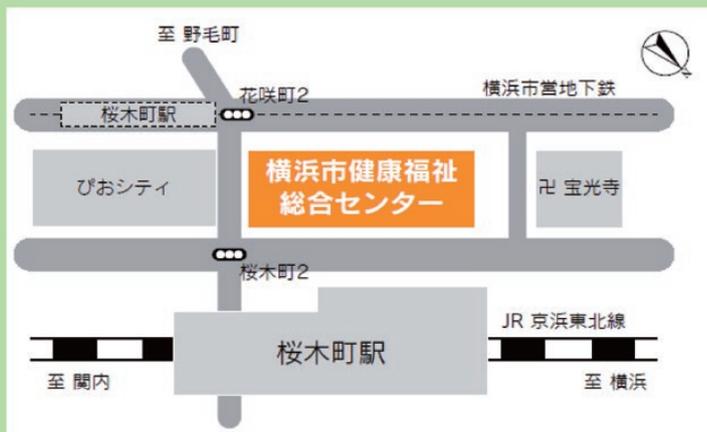
横浜市健康福祉総合センター 9階

電話 045-201-2009

Eメール [ansin-c@yokohamashakyo.jp](mailto:ansin-c@yokohamashakyo.jp)

公式サイト

<https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/>



JR 京浜東北・根岸線/横浜市営地下鉄（ブルーライン）  
桜木町駅下車徒歩2分

※駐車場の用意はありません。公共交通機関でご来場ください。